

# ドイツ第二帝制期の反セム主義に対する防衛

—反セム主義防止協会 (Abwehrverein) の位置づけ—

長 田 浩 彰

## はじめに

ドイツ第二帝制期の反セム主義に対する防衛について取り扱う場合、組織的防衛活動としてまず思いうかべられるのは、ユダヤ教徒のドイツ人により一八九三年に設立された自衛組織「ユダヤ教徒ドイツ国民中央協会」〔Centralverein deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens (Centralverein) 以下「中央協会」と略記〕である。反セム主義者は、ユダヤ教徒の同権が法的レベルで保障されることになった第二帝制期において、ドイツ・ユダヤ人の同権の廃止や、彼らの排除を通してこそ自分たちが直面している当時のアクチュアルな社会問題が解決されうると主張し、活動した。「中央協会」は、そういった反セム主義運動に対して、次のような立場で自衛活動を展開した。すなわち、自分たちがいわゆるドイツ

・ユダヤ人ではなく、ユダヤ教徒のドイツ国民であり、宗教の相違以外に何ら他のドイツ人と異なる存在ではない、というものである。ユダヤ教内部での宗派上の対立が存在する中で、異なった政治的信条をそれぞれ有しているであろうドイツ・ユダヤ教徒をすべて統合した中央協会を目指したこの組織にとつて、「ユダヤ教徒のドイツ人」という立場は、彼らと結びつける最大公約的な役割を果たしたと言えよう。そして「中央協会」は、ユダヤ教内の宗派や政治的信条は個人の問題であるとして干渉を避け、ドイツ国民としての彼らの権利・義務の擁護のため、まず専ら法廷で反セム主義者と闘争するという方法で、自衛活動を開始した。他方、これより先九〇年末から九一年にかけて、キリスト教徒のドイツ自由主義者が前面に立つてユダヤ教徒も含み設立された防衛組織「反セム主義防止教会」〔Verein zur Abwehr des Antisemitismus (Abwehrverein) 以下「防止協会」と略記〕は

主に出版活動により反セム主義の論駁を行った組織である。一九三三年まで存続したこの組織もまた、ドイツ・ユダヤ人を「ユダヤ教徒のドイツ人同胞」<sup>3</sup>であるとすることで「中央協会」と共通の立場にたつた。ところで、一八六九年の北ドイツ連邦憲法により、市民権・公民権上の現存するあらゆる制限が廃止され、それが七一年の帝国憲法に引き継がれることにより、ドイツのユダヤ人解放は法的レベルでの終了を見た。よって彼ら「防止協会」にとって反セム主義運動は、あらゆる国民の法の前での同権、ないし、宗教信仰における同権の排除を狙う反文化的運動を意味し、それに対抗することは、憲法の基礎をふまえたあらゆる人々、諸党派にとつての義務となる<sup>4</sup>。しかし、ドイツ・ユダヤ人の捉え方に関し同じ立場を有する兩組織は、一九一一年までは防衛活動で大した協力は行っていない。そのわけは活動路線のちがいに求められるであろうか。確かに、「防止協会」がその活動の重点を政治レベル、すなわち、反セム主義的候補者に選挙で対抗する候補者をその政治的信条如何にかかわらず支援することに置き、そのために反セム主義運動の論駁のための資料を主に出出版物等を通じて提供してきたことは、「中央協会」の成立当初の活動路線とは異なっている。「地震計のような正確な反セム主義の進展をたどった」<sup>5</sup>「防止協会」の週刊紙「防止協会からの情報」(Mitteilungen aus dem Verein zur Awehr des Antisemitismus 以下「情報」を略記)は、一八九三年三月二六日の「中央協会」の成立については何も伝えて

ていない。また「防止協会」にとつて、競合するユダヤ教徒の別組織の出現はユダヤ教徒一般からの協力・支援を分散・減少するという危機感を与えたことは否めない<sup>8</sup>。だが、それ以外に、「中央協会」の議長発言に対する「防止協会」の反応から察せられるように、「防止協会」には、ドイツ・ユダヤ教徒がドイツ人としてというよりもユダヤ人として何らかの宗教以外の集団を結成することに対する嫌悪感や疑惑が存在していたことが想定される。本稿の目的は、兩協会の比較を念頭に置きつつ、ドイツ自由主義者の手によって結成された、反セム主義に対する最初の防衛組織「防止協会」が究極的には何を防衛しようとしたものであったのかを明らかにすることである。そこから、第二帝制期の反セム主義に対する防衛活動の中で「防止協会」の位置づけ、さらに、解放を擁護した一九世紀ドイツ自由主義者の思想との関連をさぐるものである。

註(1) この組織に関しては、以下を参照。Ismar Schorsch, Jewish Reactions to German Anti-Semitism, 1870-1914, New York & London 1972. Jehuda Reinharz, Fatherland or Promised Land. The Dilemma of German Jew, 1893-1914, Michigan 1975. Sanford Riggins, Jewish Responses to Antisemitism in Germany, 1870-1914, Ph.D. Diss., Brandeis Univ. 1972. Marjorie Lambert, Jewish Activism in Imperial Germany. The Struggle for Civil Equality, New Haven & Lon-

don 1978. Arnold Paucker, „ Zur Problematik einer jüdischen Abwehrstrategie in der deutschen Gesellschaft“, in: W. E. Mosse u. A. Paucker (Hg.), Juden im Wilhelminischen Deutschland 1890-1914, Tübingen-1976. Eymar Friesel, „The Political and Ideological Development of the Centralverein before 1914“, in: Year Book (Leo Baeck Institute) 31 (1986). 拙稿「ユダヤ第二帝制期の反ユダヤ主義の対するユダヤ人の対応—ユダヤ教徒ユダヤ人国民中央協会(CMA)をめぐって—」『西洋史学報』(広島大)一三(一九八七)。

- (2) 『S報』に「Barbara Suchy, "The Verein zur Abwehr des Antisemitismus (I) From its Beginnings to the First World War", in: Year Book (Leo Baeck Institute) 28 (1983). Ders., "The Verein zur Abwehr des Antisemitismus (II)-From the First World War to its Dissolution in 1933", in Ebenda, 30 (1985).」を詳細に分析されたこと。および Schorsch, a.a.O., S. 79-101. Richard S. Levy, The Downfall of the Anti-Semitic Political Parties in Imperial Germany, New Haven & London 1975, S.146-153. を参照。

- (3) Mitteilungen aus dem Verein zur Abwehr des Antisemitismus (ユダヤMVA 年鑑記) 1891. Nr.4 S.1.

- (4) MVA, 1891. Nr.1 S.1.
- (5) 「中央協会」が防衛活動で「防止協会」と同じく、反セム主義的候補者当選阻止を行いつつ始めたのも両者はそのために共同で基金を設立するようになった。Suchy, a.a.O., (I), S. 213. Schorsch, a.a.O., S. 100.

- (9) Suchy, a.a.O., (I), S. 237.

(7) 九三年初頭出版されたユダヤ人に自衛を呼びかけたF.Simon, Weht Euch!! Ein Mahnwort an die Juden, Berlin 1893. には賛同の意が示され、同年一月末著名なユダヤ人らにより結成された「反セム主義的攻撃防止委員会」には味方として賛同の声明が出られてゐる。MVA, 1893, S. 45,72.

- (8) Schorsch, a.a.O., S. 94-95, Suchy, a.a.O., (I), S. 213.

(6) 本論に先だち一例を示すに「中央協会」の議長M・メンデルゾーンが九三年末の総会で、いずれ「中央協会」として機関紙を発行すると述べたことに對し、「防止協会」は、もしそれがユダヤ教徒としての観点からのものでなく、政治的雑誌ならば、それは、ユダヤ人の宗教的な集まりから政治的な集まりを作り出すことになる。そういつた集まりは、今のユダヤ人がそうではないだけでなく、そうあつてはならぬといふのである。MVA, 1894, S.52. M. Mendelsohn, Die Pflicht der Selbsterhaltung, Berlin 1894, S. 27.

### 一、ユダヤ人解放と反セム主義

この「防止協会」が成立する一八九〇年には、リーバーマン・フォン・ズンネンベルクのドイツ社会党 (Deutschoziale Partei)とオットー・ベッケルの反セム主義人民党 (Antisemitische Volkspartei)という、反セム主義のみを綱領に持つ政党が成立している。その前年には、ポーフ

ムで反セム主義諸グループが集まって大会が開かれ、その中では次のような彼らの基本点の一致が見られた。すなわち、数千年来の歴史により民族への同化が不可能であることを示してきたユダヤ民族は、「我々の肉中の棘」であり、我が民族は蝕まれ、悪化され、我々の法や秩序は穴だらけにされた。よって社会的・経済的な領域すべてにおいて、国際的ユダヤ民族が、民族や国家に対して及ぼす有害で危険な影響と法的手段で戦い、ユダヤ人問題についてドイツ民族を啓蒙し、ユダヤ資本の驚異的蓄積に対して政府に国際的協定を締結させることが自らの義務である。また、「資本と労働」との対立に基づく社会問題の解決策として社会改革がとなえられ、そこでは、絞り取るだけで価値ある生産を行わないユダヤ民族に手を貸し、創造的で公正に働くドイツ人を激しく傷つけるあらゆる自由の制限が要求され、具体的には、国家社会主義的（strassozialistisch）処置、金融市場での活動の制限、競争相手<sup>(1)</sup>や「土地ブローカー」、「高利貸」に対する保護が要求されていた。ここには、解放によって、ユダヤ人はドイツ国民に同化するどころか、逆に、民族内民族として、また資本主義化の代表的存在としてドイツ国民を支配しようとしているのであるから、金融業者、土地ブローカーといった彼らが「ユダヤ人」と見做す者たちの排除によってこそ、社会改革がなされ、問題が解決しうるのであるといった主張が見られる。こういった「ユダヤ人による支配からの解放」を唱え

る反セム主義はどのようにして生まれきたかを考える際、ドイツにおけるユダヤ人解放過程の特色と、「解放」が何を求めたものであったかが、まず考案されねばならない。

ヨーロッパ社会でそれまで維持されていたキリスト教を基本原理とする身分制秩序が崩壊あるいは動揺し、市民社会と国民国家形成への発展が始まると、そこへ、ユダヤ教徒をどのように位置づけるかが問題となってくる。彼らを放逐するという中世を通じて繰り返された措置が不可能であり、また市民社会の基本原理に反するとすれば、また、法的に外国籍を有するわけでもない異質の社会集団の存在が近代国民国家の原則に反する以上、彼らユダヤ教徒は市民として迎え入れられねばならない。しかし、彼らに近代国家の市民たりうる前提があるのか。すなわち、彼らの同化は可能であるのか。これが「ユダヤ人問題」の出発点であり、またその基本点でもあった。<sup>(2)</sup>そのことは、ドイツでこの問題に関して議論を巻き起こすこととなったプロイセンの官僚C・W・ドームが一七八一年に著した「ユダヤ人の市民的改善について」の中にも見られる。そこでは、まず、ユダヤ人が人間として他のあらゆる人々と同じ待遇を受ける権利を有すること、そして次に、市民的解放の結果ないしその手段として、彼らの生活が、社会全体の成員に固有の諸々の義務や機会に適合していくために、改善されねばならないこと、が述べられている。<sup>(3)</sup>すなわち、ユダヤ人解放は異質な存在としての彼らの、周囲の社会への統合としてではなく、彼らのそれへの同化として考え

られていたのであり、そのための改善が可能か否かに重点が置かれて議論が行われていたのであった。<sup>4)</sup>ドームに代表される啓蒙主義的ユダヤ人解放論は一九世紀の自由主義的なそれに引き継がれていくが、そういった解放擁護論者にとつても、ユダヤ人問題は、キリスト教社会に巢食う寄生的存在としてのユダヤ人の道徳的退廃の問題として捉えられ、そのような状態からユダヤ人を立ち直らせ、文明化したヨーロッパ社会に吸収・同化することはヨーロッパ人に負わされた義務」とされたのであった。そしてその場合、「彼らが道徳的に退廃するに至った原因は、「彼らがキリスト教的周囲世界から遮断・隔離され、文明の恩恵に浴することなく金融業などの卑しむべき生業にのみ従事していたことにある」とされた。つまり、ユダヤ人をそのようにしたのはキリスト教的支配者のユダヤ人特別法や教会による差別・迫害であり、ユダヤ人の矯正のために、彼らに対する差別的撤廃と市民的再教育が解放擁護者によって要求されてくる。解放反対者がユダヤ人の特殊な経済的役割や強調された彼らの集団的連帯、すなわち他国のユダヤ人との結びつきなどを引き合いに出すと、擁護者は、それらはゲットー時代の残滓であり、法的・政治的同権化が達成されれば、消滅するであろうと強調した。そこには、ユダヤ人という存在の集団的特質そのものは好ましくなくものであり、その特質は、完全な解放の保証によつて消え去るはずのものだという考えが見られる。またその上に、「ユダヤ人は完全な解放に至る過程で徹底的に矯正され

ねばならない」という考えが存在していたことも否めない。よつて彼らの間でも、「拘束は一挙に排除されるものでなく、ただ徐々に緩められるべき」とされてきた。そんな中で、ドイツにおけるユダヤ人解放過程が、フランスでの一回きりの決定での解放とは異なり、ナポレオン戦争以降始まり、ウィーン体制下と三月革命挫折後に二度の解放進展に対する反動期を経た後、一八六九年の北ドイツ連邦憲法における規定を通じてようやく終了し、第二帝制へと受け継がれるという紆余曲折を経たことは、次のような考えを社会に根づかせていったと言えまいか。すなわち、解放は様々な条件ないし状況の変化に左右されるのであるから、ユダヤ人自らの市民としての資質の改善の達成度によつても左右されうることである。それは、ユダヤ人解放が、人権に根ざしたものであるというよりはキリスト教社会から与えられる恩恵的なものであり、「将来に期待される貢献にたいする前払いなしは社会的に正しい立居振舞にたいする報償<sup>5)</sup>」だとする考え方である。よつて事情が変わるか、あるいはユダヤ人が承認された権利にふさわしくないと判明するやいなや解放はいつでも破棄しうるのであり、彼らは多数者の期待に答えることにより解放の実をあげねばならないことになる。ドイツ・ユダヤ教徒の側でもこのいわゆる「改善」への努力がなされていく。宗教面では、一九世紀に始まるユダヤ教改革運動により、ユダヤ教の儀式行為の外見ができるだけキリスト教のそれに近づけられることが目指され、この改革派ユダヤ教はドイツで

は大いに受け入れられていく。<sup>(9)</sup>しかし、職業分布では、一八九〇年代半ばにおいても、ドイツ全体と比べて集団としてのユダヤ教徒には、商業に占める割合の高さと農業に占める割合の低さという特徴が依然として見られる。<sup>(10)</sup>そのことに關しては、ユダヤ人解放過程がドイツにおいては、「静態的な経済秩序を伴った身分的―団体的に編成された社会から成立しつつある工業的―資本主義的競争社会」への移行期であったこと、また、彼らユダヤ教徒が、それまでの伝統的営利活動を通じてこの新たな発展に対して相対的に有利な位置にいたこと、これら二点を考慮に入れれば、手工業や農業への職業変えといった長期的に見て将来性のないいわば逆行的な傾向が彼らに浸透すると期待することこそが無理であったといえよう。<sup>(12)</sup>また、彼らは、他の住民諸集団よりはるかに高い度合で都市に、とりわけ大都市に居住していた。<sup>(13)</sup>これらのことは、まさにユダヤ教徒が社会集団として、リベラルで資本主義的な経済システムと市民的近代性の、また、空間的社会的流動性の代表的存在であるという印象を人々に与えることになった。<sup>(14)</sup>それは、一八五〇年代以来、産業革命の持続的好況や農業の長期的好況による発展を経験していた国家統一過程のドイツでは、さほど問題とはならなかったであろう。しかし、リベラルで資本主義的な経済・社会秩序がようやく完成に漕ぎつけつつあった七〇年代初頭のドイツを襲った七三年からの恐慌。また、生産・輸送費の低下によるアメリカからの穀物、近代化のための資金調達の手段としてのロシアの穀物輸

出などがドイツ農業を圧迫して引き起こした七〇年代後半の構造的農業不況。こういった状況において広範な住民の各層が直面した諸問題は、それまでユダヤ人に閉ざされていた職業にユダヤ人という競争者が出現したことにより引き起こされた一般的とは見做されない困難と結びつけられ、資本主義化により脅かされた社会層や急進的な理論言家たちにより一般化の道をたどる。すなわち、身分制社会におけるユダヤ人高利貸の像は市民社会における資本家の像へと転換し、反ユダヤ的なルサンチマンは反資本主義的ルサンチマンと不可分のものとなる。我々の経済的困窮はユダヤ人の解放に起因する。彼らは我々が与えた恩恵に対して当然示すべき同化をなすどころかそれを利用して我々を支配しようとしている。こういった主張が、社会全体を襲った危機のもとで、正当なものであるという外観を与えられていった。こうして、ユダヤ教徒の市民社会への解放というユダヤ人問題が法的レベルで解放された後に、新たなユダヤ人問題、すなわちこういった「ユダヤ人からの解放」を要求する反セム主義が生じることになったわけである。<sup>(15)</sup>この反セム主義を利用すれば、資本主義的経済秩序そのものでなく、資本主義の精神や銀行、取引所を攻撃できるわけで、このユダヤ人への攻撃は、プロイセン―ドイツ官憲国家にとって危険のない許容しうる反対行動の形態であった。<sup>(16)</sup>ただでなく、それを安定化させるのに一役買ったと言える。反セム主義は、「保守的たることなしに」リベラルであり、反社会主義的であった。それは革命的たるこ

となしに反資本主義的傾向を示した。それは宗教に縛られることなしに反唯物主義的であった。要するにそれは多様な彩りを有するアンチの運動であって「ユダヤ人問題の解決」の要求の一点においてのみ結ばれあっていた」という研究者R・リュールプの表現は非常に的確であると言える。<sup>(17)</sup> 八〇年代初頭は、A・シュテツカーのキリスト教社会党による反ユダヤ的なベルリン運動やそれと前後した諸々の反セム主義的団体の成立、八一年の二二五、〇〇〇人ほども署名を集めた反セム主義者の請願といったように、反セム主義運動の高揚した時代であった。それは一度鎮静化した後、九〇年代初頭に再び高揚期を迎える。一八八九年のヴェルヘルム二世の即位と九〇年のビスマルクの失脚、「新航路」を迎えたドイツでは、対外的に植民地獲得、国内的に大工業のカルテル・コンツェルン化によって「新航路」で独占企業層の求めた保護関税の引き下げは、農業、とくにドイツ東部のそれに傷手を与え、同時に中小職人層を圧迫し、独占企業の繁栄や社会主義者鎮圧法の期限切れで始まるSPDの政治進出の中で、中間層の不満を高めることになる。こういったことを背景として、再び反セム主義運動は高まりをみせた。<sup>(19)</sup> 反セム主義者ら

の間でも冒頭でも述べたボーフムでの大会以後、二つの政党を生むことになった。以前の請願という方法に変わって、彼らはユダヤ人問題の解決を議会に求め、独自の政党形成により、反セム主義立法制定を狙い始めたのであった。<sup>(20)</sup> 一八九〇年のライヒ議会選挙では、両党は四七、五三六票を得て五議

席を確保し、次の九三年の選挙では二六三、八六一票・一六議席へと力をのびた。また、保守党も九二年にその綱領に「反セム主義の定式を盛り込み、大衆政党への脱皮をはかった。」<sup>(21)</sup> こういった政治レベルの反セム主義の進出に対し、ドイツ自由主義者が中心となり結成したのが「反セム主義防止協会」であった。

- 註 (1) Dieter Fricke u. a. (Hg.), Die bürgerlichen Parteien in Deutschland, Leipzig 1968/70, Bd. I, S.37-38. 伊藤定良「近代ドイツにおける反ユダヤ主義」『歴史学論文集』(日本大学史学科五〇周年記念)(一九七八)六五八頁。
- (2) 下村由一「ドイツ三月前期における「ユダヤ人問題」」『千葉大人文研究』九(一九八〇)六四頁。
- (3) Rugins, a.a.O., S.4. Reinhard Rürup, „Judenemanzipation und bürgerliche Gesellschaft in Deutschland“, in: ders., Emanzipation und Antisemitismus, Göttingen 1975, S.16.
- (4) 下村, 前掲論文, 六五頁。
- (5) 近藤潤三「近代ドイツの反ユダヤ主義」―その成立条件と構造を中心に―『社会科学論集』二三(一九八三)六四頁。
- (6) 同論文, 六四―六五頁。
- (7) Reinhard Rürup, „Die ‚Judenfrage‘ der bürgerlichen Gesellschaft und die Entstehung des modernen Antisemitismus“, in: ders., a.a.O., S.82. この論文は訳されている。ラインハルト・リュールプ(近藤潤三訳)「市民社会の「ユダヤ人問題」と近代反ユダヤ主義の成立」『社会科学論

集】二三（一九八三）一六九頁。

- (8) 三月前期の南ドイツ諸邦（バイエルン、バーデン、ヴイルテンベルク）では、ユダヤ教徒の職業構成が、非ユダヤ教徒が望むように少しずつ変化していたようである。詳細については、Rürup, „Judenemanzipation...“, S.26-27を参照。
- (9) 世紀転換期には、いわゆる正統派ユダヤ教徒の割合は一〇〜一五%を占めるにすぎなくなっていた。Schorsch, aa.O., S.19.
- (10) Ebenda, aa.O., S.15.
- (11) Rürup, „Die Judenfrage...“, S.83. 近藤訳、一七〇頁。
- (12) Ebenda, S.82-83. 近藤訳、一六九—一七〇頁。
- (13) 詳細については、Schorsch, aa.O., S.14.
- (14) Rürup, aa.O., S.90. 近藤訳、一八〇頁。
- (15) Ebenda, S.87-91. 近藤訳、一七五—一八〇頁。
- (16) Ebenda, S.92. 近藤訳、一八二頁、ただし、文中冒頭であげたO・ベッケルの反セム主義人民党（九三年よりドイツ改革党）は、反ユンカーと反ユダヤという中間層の直接的利害に密着した形で運動するが、ドイツ支配階級の支持を失って行く。Fricke u.a.(Hg.), aa.O., I, S.39. 伊藤、前掲論文、六六〇頁。
- (17) Rürup, aa.O., S.94. 近藤訳、一八四—一八五頁。
- (18) Schorsch, aa.O., S.37-38, 54-55. 以下の論文も参照。下村由一「トライチケ「われわれの見通し」―訳と解説―」駒沢大学外国語学部論集一（一九七二） 大内宏一「一八七九—一八〇年の『ベルリン・反ユダヤ論争』について」木村時

夫編「ユダヤ世界と非ユダヤ世界」早大社会科学研究所リレー 三一（一九八一）。

- (19) 上山安敏「反ユダヤ主義の社会学―ドイツ第二帝制期の社会分析」『法学論叢』九〇巻一・二・三号（一九七二）六七頁。

(20) Levy, aa.O., S.40-41.

(21) Ragins, aa.O., S.86. Schorsch, aa.O., S.104.

## 二、「防止協会」とその活動

一八九〇年末に「異なった政治信条や宗教を有する一二名の人々」により国会議事堂内でこの組織は設立されたと「防止協会」の週刊紙『情報』は一八九二年の第一号で伝えている。そして、翌九一年一月末に、この「防止協会」への加入を勧誘する五三五名の署名を添えたアピールが出されている。そこでは、大量のパンフレット、新聞、小冊子の中で、公民的同権を認められているユダヤ教徒が、ただユダヤ教徒だというだけで国家や社会の道德的基礎を危くするものとして甚だしい中傷と共に攻撃されており、反セム主義的扇動の目的が公民的同権の破棄にあることが述べられている。反セム主義運動は農村地方にとりわけ基盤を有し、さらに他に広がっていかうとしている、それをできるだけ早く潰していくのは、ドイツ国民の、その中でもキリスト教徒の当然の義務である。様々な宗教信仰のまた政党のメンバーからなる署名

者らは、反セム主義防止協会を設立し、言葉や文書、経済的手段を通じて反セム主義と戦う。彼らは党派や信仰の違いに関係なく、同胞たちにこういった企てを支援し、この「防止協会」に加入することを願ひとして呼びかける、とするされていた。<sup>(2)</sup>「防止協会」メンバーの職業構成その他に関しては、その記録が紛失してしまっていて分析は不可能であるが、研究者B・スッチーは、この「防止協会」設立当初の署名者に関して次のように分析している。職業別では、高等教育（大学やギムナジウム）関係者六六名、裁判官一七名、聖職者二五名、その他では、医師、法律家、商業関係、銀行家、保険業、印刷業、産業経営者などが見られ、いわゆる教養・有産市民層からなっていることは明白である。また彼らの中には、市会議員五八名、ラント議会議員五〇名、市長七名、ベルリンやキール、マインツ、ヴォルムスなどの大都市市長（*lord-mayor*）九名、ライヒ議会議員五六名が見られ、ライヒ議会議員の党派の内訳は、国民自由党员が一五名、ドイツ自由思想家党员三九名、その他は地方リベラル左派諸党派ないしもと進歩党の無党派であった。こういったことから、彼らは政治的にはリベラルないしリベラル左派と見做しうるであろう。<sup>(3)</sup>「防止協会」の議長職にもそれがあてはまる。初代議長はルドルフ・フォン・グナイスト（一八一六―一九五）、彼の死後には、ハインリッヒ・リツケルト（一八三三―一九〇二）、テオドル・バルト（一八四九―一九〇九）が続き、ゲオルグ・ゴータイン（一八五七―一九四〇）が最後に三三

年まで「防止協会」を指導した。初代議長グナイストは著名な法律家であり、ベルリン大教授も務めた政治家でもある。国民自由党メンバーで文化闘争や社会民主主義に対する立法を支援したが、一方で法治国家の原則と憲法に基づく自治の履行のために戦った。議長を引き受けた際にはすでに彼は七四歳であり、実際、最初から「防止協会」を動かしていたのは、二代目議長となったリツケルトであろう。彼は自由思想家連合を率いた人であり、バルトもゴータインもそれに参加していた。<sup>(4)</sup>

メンバー数は、成立直後、急速に増えている。九一年三月には約三、〇〇〇人、八月には八、〇〇〇人、九一年末には約一二、〇〇〇人、九三年一月までには一三、三三八人と<sup>(5)</sup>なっている。九七年末には約一八、〇〇〇人という記述が見られるが、「情報」では九三年の記述以降、メンバー総数に関する記述は見られない。<sup>(6)</sup>成立初期におけるメンバー数の急速な増加は、九三年のライヒ議会で反セム主義政党が議席を五から一六へと増やしたように反セム主義の高揚期であったことを反影したものと考えられよう。このメンバー数増加に対処するためにすでに開設されていたベルリンの事務所に加え、九一年にはフランクフルトに事務所が開設された。九三年には両事務所はそれぞれ担当区域を分け、前者がドイツ北部を、後者がドイツ南部、西部、ヘッセン、ライン地方における「防止協会」の活動を管理した。それらより小規模な事務所は、北からカッセル、ケルン、マールブルク、ダルム

シュタット、カールスルーエ、シュトウツトウガルト、ミュンヘンなどに存在した。<sup>(8)</sup>また、九一年六月ウィーンにも同様の組織が生まれたが、一九〇八年までそれは独自性を保ち、せいぜい、文書による対反セム主義キャンペーンをその活動としていた。<sup>(9)</sup>

「防止協会」の反セム主義に対する具体的防衛活動は、次の二点に収斂されうるであろう。すなわち、とりわけ出版活動を通じて反セム主義者らの中傷や捏造を示し、事実を掲げてそれを論駁することにより人々を啓蒙すること。もう一つは、選挙において反セム主義者が立候補している際には、その対立候補をその政治的信条如何にかかわらず支援すること、である。法廷での反セム主義者との闘争は、反セム主義者の主張を広める場となり、彼らを英雄に祭り上げたり、犠牲者に仕立てあげかねないというおそれから「防止協会」では最初から行われなかった。また、集会を開催して講演を初期には行っていたが、資金面での不足などから中止されている<sup>(10)</sup>。出版による啓蒙活動で中心となったのは、一八九一年九月二一日から発行された「反セム主義防止協会からの情報」である。これは片面A四判の各号八ページからなる新聞形式のもので、内容は、反セム主義を扱ったシリーズものの論説の他、反セム主義陣営の動向、防衛活動に関するニュースがドイツ国内はもとより、近隣諸国におけるものまでの記述も見られる。これは、一九一四年頃までは各号七、〇〇〇、九、〇〇〇部ほどずつ発行され、一九一一年からは隔週出版とな

っている。また、そのダイジェスト版が「新聞編集部への通信」(Korrespondenz zur Zeitungsredaktion)として各号約三〇〇部ずつ「情報」発行日の二日前に作成され、自由主義系の新聞編集部に送られている<sup>(12)</sup>。記事の転載を狙ったものであるう。その他の出版物で目立つものは、「反セム主義者の鏡像」(Antisemiten-Spiegel)と題した四〇〇ページ以上からなる反セム主義に関するポケット版解説書であり、副題が示すように、キリスト教、法、道徳(ないし学問)に照らし合わせて反セム主義を理解・分析し、それを論駁しようとするものであった。<sup>(13)</sup>具体的内容を目次から概観すれば、反セム主義者の中傷に対抗する資料として、ユダヤ教徒の人口や犯罪者の統計、農民や手工業者としてのユダヤ人に関する歴史、高利貸や新聞とユダヤ人、軍隊内でのユダヤ人の業績、ユダヤ教に関する解説(タルムードと道徳哲学、宗教に定められた屠殺方法や宗教上の誓い、儀式殺人の否定)、また、他には、諸政党とユダヤ人問題、反セム主義運動(その成立、目標、闘争様式、反セム主義の権威者たち、議会内での動き、反セム主義とキリスト教との関係)、「防止協会」の紹介などが見られ、反セム主義的な中傷や攻撃に対して、理性と事実を提示することにより答えている。<sup>(14)</sup>また、「情報」の記事をまとめた小冊子類の他、多数のパンフレットやチラシを発行している。こういった出版活動は、反セム主義者を改心させるといふより、組織の名称が示すとうり、せいぜい反セム主義の害毒が広がっていくことを防止するという点に存在意義

があったとしか言えないかもしれない。事実、「防止協会」は一八九六年段階で自らの役割を、反セム主義に対する闘争の中で諸政党を助けることであり、単独で圧力団体となることではないと定義している。<sup>(16)</sup>

そのような「防止協会」が繰り返して主張したことは、前述のとうり、選挙戦の際、反セム主義者の当選阻止を最優先と見做すことであつた。一八九七年二月五日、ベルリンで開かれた「防止協会」の幹部会会議では、オッフエンブルクの弁護士で民主主義派の指導者ムーサーが来たるハイデルベルクでのラント議会補欠選挙に関連して反セム主義者よりも国民自由党員をより大きな悪であると宣言した事例が取り上げられている。これに「情報」は断固とした態度をとらねばならないとして、この会議での参加者の発言が三月六日号で紹介されている。<sup>(17)</sup>そこでは、来年のライヒ議会選挙に対する「防止協会」の対策が討議され、一致した決定事項として、選挙において反セム主義者が立候補している際には、対立候補などの政党に属していようとはっきりと反セム主義に反対する人間ならば支援し投票することが確認されている。<sup>(18)</sup>つまり、自分たちの政治的信条—リベラール—を離れても反セム主義者の当選を妨げようとしている。その理由は、この討論参加者の一人が述べているように、「反セム主義運動は、最終的には、ユダヤ教徒ではなく自由主義に対して向いている」<sup>(19)</sup>からである。彼らのこうした認識は、すでに一八九三年段階から「防止協会」の副議長で国民自由党員である文書館員ゲオル

グ・ウインターによつて「情報」の中で繰り返されている。<sup>(20)</sup>彼の言葉を引用してみよう。「今日もまた、反セム主義諸政党のあらゆる憎悪は何よりもまず自由主義に対して向けられている。意識して定期的に反セム主義者の集会にかよつてみれば、あらゆる講演者が、ユダヤ人に対すると同じほど、いや、それ以上に自由主義に対して激怒して攻撃をしていることがわかる」<sup>(21)</sup>そして彼は、この憎悪がリベラル左派のみではなく穏健自由主義にも向けられているのだから、自由主義陣営は、共通の敵に対して一つにまとまつて戦わねばならぬことを主張する。<sup>(22)</sup>さらに、自由主義の成果であるユダヤ人解放を反セム主義者は破棄しようとしているのだから、それに対抗するのはすべての自由主義者の義務であるとしている。<sup>(23)</sup>さて、この「防止協会」が確認した反セム主義者の当選阻止の方針は自由主義者らによつてたびたび無視され、「防止協会」を苛立たせた。とりわけ「防止協会」の意図が裏切られたのは、決戦投票(Stichwahl)で反セム主義者とSPDの候補者が争う場合であつた。政党の利害から考えた際、彼ら自由主義者にとっては、議会内の小派閥である反セム主義者よりも、SPDのほうが驚異的な存在であつた。SPDへの票の増加、またそれまで議席を有していた選挙区でのSPDに対する敗退。こういったことは、くだらない反セム主義者の演説よりも彼らにとつては重大問題であつたと言える。<sup>(24)</sup>一九〇四年四月一六日のベルリンでの「防止協会」総会で議長T・バルトは、組織の選挙介入の成果をさらに高めるため

次のことを確認している。「我々が選挙で支援しうる候補者、選挙委員会ないし政党とは、事前に我々に次の点を確約している人々である。すなわち、反セム主義者と反セム主義者でない候補者―後者はたとえSPDであろうとそうである―の間の決戦投票となった際には、きっぱりと反セム主義者のほうに反対し、SPDメンバーをその際、より小さな悪と見なし、選ぶことである。」<sup>25</sup>しかしこの原則は、皮肉なことに、一九〇七年のライヒ議会選挙の際に、前述の「防止協会」副議長ウインター自身によって否定される結果となった。二月二七日号の「情報」は、この選挙で国民自由党のみならずリベラル左派もまた反セム主義者を支援した選挙区名を掲げ、ウインターも反セム主義者に投票するよう公式に呼びかけたという事実を示している。<sup>26</sup>彼は、自分自身アイゼナハでの選挙に出馬して破れた後に、残った反セム主義者とSPD候補者との間の決戦投票で前者を支持したのであった。<sup>27</sup>それにより彼は、議長バルトから「防止協会」脱退を要求され、やめている。同年三月二日の「防止協会」総会でバルトは、「特別の場合だったので反セム主義者の選出を支援しなければならなかったと述べる人々」には決して譲歩しないことを述べている。「より高い」立場からの考察や「ナショナルな」利害により、自分はSPDメンバーを選ぶつもりはないので反セム主義者を支持した」といった都合のいい言い訳は通らぬ。<sup>28</sup>「我々にとっての敵は反セム主義であり、我々はとりわけこの組織の指導部内に、如何なる場合も最大の敵は反セム主義

者だという見解を持ってない者が存在することを許せない。反セム主義者は：中略：激烈なSPDメンバーよりも、我々の国家や社会の秩序にとつてはより危険な侵害者である」と彼は述べた。<sup>28</sup>彼の発言は、その後の討論の結果、全会一致で支持されている。<sup>29</sup>自由主義思想の成果であるユダヤ人解放を、彼らの公民的同権を擁護していかねばならないという彼らの理想と、政党内での政策的利害を党員として追求し、自らの政治的信条に反する人々ないし政党とも党利のために連合しなければならぬ場合もあるという彼らの現実とのギャップが、この「防止協会」の選挙介入という活動に読み取れよう。

註(1) MVA, 1892, S.1.しかし、活動の初期にはこの「防止協会」が専らキリスト教徒によって創設されたことが強調されている。それは、反セム主義に対する闘争の際にはまだユダヤ教徒が目立つことがユダヤ教徒の側でも戦術的に望ましくないとされたからであろう。しかし、フランクフルトの銀行家で慈善活動家のChales L. Halgartenや反シオニストであり、前述の九三年に成立した反セム主義的攻撃防止委員会を設立したPaul Nathanなどのユダヤ教徒もこの一二名の中に入っていた。Suchy, aa.O.(II), S.207-208.

(2) MVA, 1901, S.33.

(3) Suchy, aa.O.(II), S.209.

(4) Ebenda, S.215-219; Schorsch, aa.O., S.86-88.

(5) Ebenda, S.82. Suchy, aa.O., S.210. MVA, 1893, S.440.

- (9) Antisemiten-Spiegel. Die Antisemiten im Licht des Christentums, des Rechts und der Wissenschaft, Danzig 2. Aufl. 1900, S.53.
- (7) それほど目立ったメンバー数の増加はなかったものと考えられる。おそろしく、九三年の「中央協会」の設立により、次第にユダヤ人の支援が「中央協会」へ移っていったこともやれた反影がうかがわれる。
- (8) Suchy, a.a.O., (I), S.214.
- (9) Schorsch, a.a.O., S.83.
- (10) Ebenda, S.83-84.
- (11) Suchy, a.a.O., (I), S.209.
- (12) MVA, 1893, S.440, 1897, S.73.
- (13) 本章註(9)を参照。一八九二年版では、副題の最後は Wissenschaft ではなく Moral となっている。
- (14) Antisemiten-Spiegel, Danzig 1892, S.369-372.
- (15) 原典は Abwehrverein (Hg.), Der politische Antisemitismus von 1903-1907, Berlin 1907, Ders. (Hg.), Die Juden im Heere, Berlin[1910], Curt Bürger, Deutschtum und Judentum, Berlin 1913.
- (16) Suchy, a.a.O., (I), S.231.
- (17) MVA, 1897, S.73-76.
- (18) リーヴィイは「防止協会」の創設メンバーの一人で幹部会メンバーであるヘルリン大教授アルフレヒト・ウェーバーはそれには反対してると述べているが、彼はこの原則にはこので賛同している。MVA, 1897, S.75, 77. Levy, a.a.O., S.289,
- Note No.49.
- (61) MVA, 1897, S.74.
- (20) MVA, 1893, S.25-26, 1894, S.305, 1895, S.114, 298. Suchy, a.a.O., (I), S.224.
- (21) MVA, 1895, S.298.
- (22) 自由主義陣営は一八八四年、ビスマルクの保護関税政策・社会政策に反対した国民自由党左派と進歩党の連合で成立したライヒ自由思想家党と国民自由党に分かれていたが、前者(リベラル左派)は九三年五月にカプリウィの軍事予算に対する闘争で自由思想家人民党と自由思想家連合へとさらに分裂していった。九〇年のライヒ議会選挙でリベラル左派は六議席を有していたが、分裂後の九三年選挙では人民党が二四、連合が一三の計三七議席へと後退している。
- (23) MVA, 1895, S.298. Suchy, a.a.O., (I), S.230-231.
- (24) Marjorie Lamberti, "Liberals, Socialists and the Defence against Antisemitism in the Wilhelmian Period", in: Year Book(Leo Baeck Institute) 25(1980), S.155.
- (25) MVA, 1904, S.122. Levy, a.a.O., S.148. 彼は「ト・ンヤト自身、反ライヒ主義に関するインタビューの中で、SADとの協同作業についてもそれを克服しなければならないだろう考えを持っていた。Hermann Bahr, Der Antisemitismus. Ein internationales Interview, Berlin 1894, S.18-19. Suchy, a.a.O., (I), S.218.
- (26) MVA, 1907, S.67.
- (27) Suchy, a.a.O., (I), S.225.
- (28) MVA, 1907, S.75.

### 三、「防止協会」の防衛対象

私は、Verein zur Abwehr des Antisemitismus (Abwehrverein) にその活動内容から「反セム主義防止協会」の訳語をあてたが、このAbwehrには「防止」のほか「防衛」という意味があることは言うまでもない。では、この「防止協会」は反セム主義から一体何を「防衛」するための協会だったのであろうか。前章で示したところの、「防止協会」を反セム主義者当選阻止に駆り立てた際のドイツ自由主義者らの認識―すなわち、反セム主義は自由主義にとって最も危険な敵であるということ―を考慮すれば、「防止協会」は、専らドイツ・ユダヤ教徒の権利ないし利害のみを「防衛」する人道主義的組織であると必ずしも言えないであろう。事実、「情報」にはそれに反するような主張が、「防止協会」の上層部によって示されている場合が見られる。一言で言えば、それは、ユダヤ人憎悪ないし反セム主義はユダヤ教徒の側にも責任があるということである。「情報」一八九三年の一月三十一日号には、キリスト教徒とユダヤ教徒の結婚についての問題をきっかけにブランドンブルクの教区教会会議で反セム主義的論争が生じていることが掲げられ、「プロテスタントイツシエ・ツァイトシュティメ」八号に於いて「ある平信徒」が論じたエバングリツキ教会の反セム主義への姿勢につ

いてからの抜粋が掲載された。ここでは、エバングリツキ教会内の反セム主義が非難される一方、キリスト教徒とユダヤ教徒の結婚が「ユダヤ教徒への最良の伝道」と見做されている。というのは、そうして生まれた子供はふつうキリスト教徒として育てられるからである。そしてこの「平信徒」は、「火のない所に煙はたたぬ」として、確かに長年のユダヤ教徒に対する抑圧によって生じたものではあるが、それにより彼らに見られる異質の風俗、習慣、道徳などが、ユダヤ人憎悪をかきたてているのだから、ユダヤ教徒にも責任があると述べる。そして、選民であるという主張を自立たせて人を不快にしたり憤慨させたりするような儀式上の行為や慣習の多くの異質な色彩を除外すべきことも述べている。この著者は、「防止協会」創設時のアピールにも署名した「防止協会」幹部会メンバーであり、ベルリン大教授で著名なインド学者であったアルブレヒト・ウェーバーであった。確かに―こうした異教徒間結婚までは勧めないとはいえ―同様な見解は、ウェーバーと同じく「防止協会」のアピールに署名したベルリン大学教授テオドル・モムゼンにも見られる。彼は一八八〇年に著した「我がユダヤ人に関するもう一言」の中で、偉大な国民の中へ入っていくためには犠牲が必要だとして、彼らの側でも、できる限りその特異性を捨て去り、他のドイツ人同胞との間の柵を取り去る義務があると述べている。しかし、こういった考え方が、「防止協会」の上層部に一般的に受け入れられていたというわけではない。それは、

ウエーバーに反論したベルリンの法律家で銀行家のハインリヒ・メイヤー・コーンの発言からうかがえる。彼はユダヤ教徒であり、「防止協会」創設時からのメンバーであると共に幹部会メンバーでもあった。「宗教であれ……無害ではあるが異質の慣習であれ、それらの放棄をユダヤ教徒に要求する自由主義者は自由主義の原則に反した行動をしている。」「ここでは、すべての住民が精神的にもユニホームを着けるのだからユダヤ教徒もまた『同化』されうるといふ国家が理想として頭に浮かんでいる。」こういつた偏狭な愛国主義的国家観にウエーバーやモムゼンは囚われていると彼は述べた。<sup>4</sup>「防止協会」としても立場を明確にせざるをえず、次のことが述べられている。つまり、「防止協会」の使命はユダヤ教徒の同胞の公的の同権の擁護であり、ユダヤ教内の宗教上のことには干渉する意図はないこと、また、他宗教や国家からユダヤ教への干渉が行われ、それを「防止協会」も承認する場合はあるとすれば、ユダヤ教の慣習が公益や一般的道徳を侵害する場合であり、ただ異質だから人々の感情を害するといふようなものにはその排除を要求する理由を認めないこと、そして、そういったものの改革は宗教共同体自身により内側から行われるべきこと、であった。<sup>5</sup>「防止協会」内では幹部会においてもキリスト教徒とユダヤ教徒が共同で活動していたことを考慮すれば、これは当然の結果とも言えよう。しかし、ユダヤ教徒に「非ユダヤ化」をあらさまに要求することまでは否定した「防止協会」は、その逆の方向には、

すなわち、ユダヤ人意識を強化し、ドイツ人としての存在を否定するシオニズムに対しては、一貫して強烈な嫌悪感を示した。<sup>6</sup>「ユダヤ教徒のドイツ人」という立場で「防止協会」に集まったユダヤ教徒とキリスト教徒にとつて、シオニズムは共通の敵であったとも言えよう。反セム主義に対する防衛がその活動であった「防止協会」がシオニズムを攻撃する際に使った言い回しは、「それ（シオニズム）は、ユダヤ教徒がキリスト教徒の同胞に同化するのを妨げ、それにより直接、反セム主義運動を助けている。」といふことである。一八九七年八月二十九日のバーゼルでの第一回シオニスト大会にも「防止協会」は注意を払い、「ドイツとフランスのユダヤ教徒に共通するのは、宗教と、反セム主義の時代には少しのユダヤ人憎悪に他ならない。……しかしそれ（憎悪）は、異質の個人を国際的に結びつけるものではない」と述べている。<sup>8</sup>ドイツの初期シオニストは、迫害されている東方ユダヤ人たちのために安住の地を建設することを目指し、自らはドイツ人であることを否定する意図を持っていなかったが、「防止協会」はシオニズムをそのようには分析していない。彼らは、シオニズムが狙う点を次の二つと考へた。すなわち、権利を剥奪されたユダヤ人に住み良い所へ移る機会を与えること、そして、ユダヤ人としての部族的統一性（Stammeseigenschaft）を形成し、その目標は「良きドイツ国民」になるといふのではなくユダヤ人国家設立のため彼らに成熟させること、である。<sup>9</sup>そしてシオニストが狙うのはとりわ

け後者であるとした「防止協会」は、次のように述べる。つまり、シオニズムは、今まで反セム主義的傾向に染まっていなかったキリスト教徒のドイツ人たちを反セム主義的傾向に向かわせるものであり、反セム主義同様、キリスト教徒でないユダヤ教徒のドイツ人の心理に不吉な作用をもたらす。よって、これら両者からできるだけ早く離れよ。<sup>10)</sup>

そんな中で、「防止協会」は一九一二年に雑誌「芸術監視者」(Kunstwart)で展開された論争に巻き込まれた。この論争は、若いシオニストM・ゴールドシュタインが「ドイツ・ユダヤ人の文芸界」(Deutsch-jüdischer Parnass)と題して、ドイツの文学の中でユダヤ人について扱ったことから始まる。そこでは、ドイツ文芸界の中に次第にユダヤ系作家が目立ち、ドイツ文化があたかもユダヤ人の手中にあるかのよう<sup>11)</sup>に思われ、非ユダヤ人の側からそれに対する非難が始まり、ユダヤ人は異邦人と見做されるようになってきたことがまず述べられる。そして、そんな状況では、ユダヤ人はドイツ文学全般から身を引いて、ドイツの文壇から分かれ彼ら自身のを形成するべきではなからうかという苦悩を示したものだ<sup>12)</sup>。その論争に加わった反セム主義者シュタウフが、ドイツ・ユダヤ人の諸組織などに対する中傷と共に、「防止協会」は、受洗ユダヤ人、ユダヤ系、ないしユダヤ教徒の妻を持つ者やユダヤ人に大いに依存している人々の集団であり、ユダヤ人の国際的組織に属していると述べたこと、そのことに「防止協会」は反論することでさらにシオニズムに対する

態度を示すことになった。一九一二年一月二八日の「防止協会」総会で議長G・ゴータインは、次のように述べた。「特殊ユダヤ文化をドイツ民族(Volk)の中に新たに作り上げるのは不可能である。我々は、ユダヤ教徒の同胞が我々の文化の発展に協力することを欲す。というのは、我々は彼らをドイツ人と見做し、彼らの文化がドイツ文化であると知っているからである。……ドイツ語を母国語とする者は、ドイツ文化を有している。……我々は完全な融合過程を欲し、分離されたどの文化をも欲しない。民族内民族を欲しない。その過程を反セム主義が妨害しようとし、ある程度までそうしているので、我々はそれと戦う。」<sup>13)</sup>そして「防止協会」委員会メンバーのL・ハースが「ドイツ人とユダヤ人」と題した講演を行い、その中で、ドイツ・ユダヤ人が単なる宗教共同体でないことは認めるが、それは歴史的に形成されたドイツ民族の特別な部分であり、思考の基礎がドイツ文化であることを主張する。よって、国際法的に保証された祖国を建設することはロシアのユダヤ人には意義があっても、西ヨーロッパの国民としてのユダヤ教徒の状況の改善には何ら寄与しないこと、さらに、ドイツ・ユダヤ人がドイツ民族に属していないと発言することは大きな危険であること、をのべた<sup>14)</sup>。それを受けて議長ゴータインは、「シオニズムと戦うのは、まずユダヤ教徒の同胞自身の事であり義務」であるとしながらも、「我々は一致した民族(Volk)であろうとするため、また、この同化をさらに進めていこうとするため、シオニズムと戦

わねばならない」と締めくくっている。<sup>(15)</sup>

以上から、「防止協会」の「防衛」に関してどのようなことが言えるであろうか。

反セム主義が自由主義の最大の敵であるということは、「防止協会」にとっては、ドイツ・ユダヤ人が「同じ公民権を有するユダヤ教徒のドイツ国民」であることを否定することにより、反セム主義がその同権を認めた憲法を否定しようとしたことを意味するところから生じる。また、「防止協会」にとって、シオニズムも同じく「ドイツ国民」という部分を否定することで反セム主義を助成する存在と映った。よって、こういったことから、「防止協会」にとって最重要なことは、「ユダヤ教徒のドイツ国民」の権利の擁護というよりも、憲法に謳われていたことを第二帝制期において実現していくこと、つまり、侵害されていた「法治国家」思想の防衛、そしてその実現であったと言えるのではなからうか。また、ユダヤ教徒の同権の擁護は、「防止協会」にとって「ユダヤ人」の保持ではなく、「ユダヤ人」の「ドイツ人」化、いわゆる同化のための行為であったとも言えよう。そこには、ユダヤ人解放過程で解放を擁護したドイツ自由主義者らに見られた特色が残存している。これら二点は、はたして整合するであろうか。

註(一) MVA, 1893, S.471-473.

(二) MVA, 1894, S.9. Schorsch, a.a.O., S.96. Suchy, a.a.O.(I),

S.227.

(三) Theodor Mommsen, Auch ein Wort über unser Judentum, Berlin 1880, in: Walter Boehlich (Hg.), Der Berliner Antisemitismusstreit, Frankfurt/M 1965, S.225. Schorsch, a.a.O.(I), S.99. Suchy, a.a.O.(I), S.226. 大内「前掲論文」二四—二五頁。

(四) MVA, 1894, S.21. Suchy, a.a.O., S.228.

(五) MVA, 1894, S.9. 一八九七年の「防止協会」幹部会会議でユダヤ教徒の間に不正がある場合、「防止協会」としてそれに言及し立ち向かう活動を行うかどうかが討議され、そこでもウェーバーとコーンは論争を行っているが、結局、「防止協会」としてのそういった行動は、そこでは否定されている。注目すべきことは、議長リッケルトもウェーバーと根本的には同意見であることである。しかし彼は、それを実行することが非常に困難である点を述べている。MVA, 1897, S.74-76. また、ウェーバーが示したような主張は、その後も「情報」で示されている。「少数派が自己を教育するほうが、大多数が理性を身につけるより簡単である。個々人の行為の責任を全体に負わせるのが不正であるように……誰にも憎悪の原因を与えないことは良いことだ。」これをユダヤ人が行うべき活動として示している。MVA, 1900, S.2.

(六) 「パレスチナにユダヤ人社会を再建することでユダヤNationを再生することを最終目的とする運動」に人種の反セム主義に対して「人種のセム主義」の名があてられている。

MVA, 1893, S.477.

- (7) MVA, 1897, S.293.
  - (8) MVA, 1897, S.284-285.
  - (9) MVA, 1903, S.307.
  - (10) MVA, 1903, S.308. シオニストの側にも同様の発言が見られる。一九〇〇年末からドイツ・ユダヤ人の側では、彼らすべてを代表し、様々な利害を代弁しようとするような組織ないし機関設立に関する話し合いが始まる。ドイツユダヤ人総会議 (Judentag) と呼ばれたそれに関する話し合いにシオニストも参加した。シオニスト自身の大会でもそれが討議されている。
- その中で、シオニストの一人は、自由主義がユダヤ人を「非ユダヤ化」したことを述べ、自由主義から離れよ、ユダヤ人保護隊 (Jüdenschutztruppe) から離れよと述べている。
- MVA, 1901, 17-18, 26-27. そうしたことを受けて「防止協会」議長リッケルトは、「防止協会」がその活動をユダヤ人のためだけに行っているのではなく、我々自身のためにも行っているのだと述べている。MVA, 1901, S.37. Suchy, a.a.O.(I), S.233-234, など。このJudentagに関する「Marjorie Lambert」, "The Attempt to Form a Jewish Block: Jewish Notables and Politics in Wilhelian Germany", in: Central European History 3 (1970) を参照。
- (11) MVA, 1912, S.143-144. Im deutschen Reich. Zeitschrift des Centralvereins deutscher Staatsbürger Jüdischen Glaubens (以下 IDR を略記), Berlin 1912, S.437-450. 彼自身「この論争を回想しよう。Moritz Goldstein, "German Jewry's Dilemma before 1914", in: Year Book (Leo Baeck Institute) 2 (1957).

- (12) MVA, 1912, S.141-142, 183-184. Suchy, a.a.O.(I), S.222.
- (13) MVA, 1912, S.184.
- (14) MVA, 1912, S.188-189.
- (15) MVA, 1912, S.191.

#### 四、「防止協会」と「中央協会」——結びにかえて——

最後に、前章で述べた「防止協会」の「防衛」を反セム主義に対する防衛という枠組の中で捉えるために、「中央協会」の「防衛」と比較してみたい。両組織はドイツ・ユダヤ人を「ユダヤ教徒のドイツ国民」であるとする立場から活動を行った。結論を言えば、「防止協会」は、「法治国家思想の防衛を旨指しながらも、憲法が認めたはずの「ユダヤ教徒のドイツ国民」という立場を完全な意味で防衛することはなかった。換言すれば、「防止協会」には、ドイツ・ユダヤ人がドイツ国民であることが大切なのであり、ユダヤ教徒であるか否かはさほど重要ではなかった。それに対し「中央協会」は、自ら「ユダヤ教徒のドイツ国民」であるから、自らの権利を自衛する義務があるとして反セム主義に対する法廷闘争を始めた。それが目立った成果を上げない中で、ドイツ・ユダヤ人の間には、キリスト教に改宗したり、幼児洗礼をほどこすことで反セム主義から免れようとする「受洗ユダヤ人」の数が次第に増加していく。「中央協会」ではこの傾向をなん

とか抑制しようとして、「受洗ユダヤ人」を反セム主義者よりも邪悪な存在と見做すと共に、ユダヤ人であるということ、すなわち、ユダヤ的本質が、単にユダヤ教の信者を意味するのみならず、ユダヤ人としての社会的・歴史的な背景と文化的遺産を共有する一つの系統(Stamm)であるとし、同時にそのことは、ドイツ国民ないしドイツ人であることは矛盾しないのであると主張し、活動した<sup>(3)</sup>。シオニズムに関して言えは、「中央協会」は、それが急進化し、とくに若いシオニストが「ドイツ国民」であることを否定してパレスチナ移住を主張し、組織の前面に出てくる一九一二年頃までは、シオニストと決裂していない<sup>(4)</sup>。反セム主義に対する自衛という点では、初期シオニストと「中央協会」は十分共存しえたと言える。「中央協会」は、大切なのはドイツ人たらんと欲する意志をドイツ・ユダヤ人が持っているか否かであるとして、自分たちのドイツ人意識を強調した<sup>(5)</sup>。このようにして、「中央協会」はあくまで「ユダヤ教徒のドイツ国民」という立場を維持した。この点では、「防止協会」は「受洗ユダヤ人」の増加に対しては何ら対処は行わなかった。反セム主義者の主張に論拠を与えることになるが故に唾棄すべきといった、シオニズムむけと同じ論法を、「防止協会」は「受洗ユダヤ人」に対しては使っていない。確かに、一九一一年の「防止協会」総会では、「受洗ユダヤ人」の事が議題にのぼっている。そこでは、反セム主義から逃げるために改宗するということは非リベラルな思想に屈するということで、そのような

連中を他のユダヤ教徒のドイツ国民から区別し、断固として立ち向かうべきではとの意見が出された。しかしそれに対し、議長ゴータインは、誰がユダヤ教徒で誰が受洗ユダヤ人か、また誰がキリスト教徒の系統かはどうでもよいことであり、個人の権利は信仰に全く依存しないとして却下している<sup>(6)</sup>。「活動の中心にあるのは宗教信仰における同権の獲得である」とも述べていた「防止協会」では、「ユダヤ教徒」の保持に つとめなかったと言えよう。もちろん一八九〇年末の「防止協会」の成立は、その中でドイツ・ユダヤ人が「ドイツ人」として反セム主義に対する闘争に直接参加することを可能にした<sup>(8)</sup>。けれども、裏をかえせば、「ユダヤ教徒」としての利害ないし「ユダヤの本質」を擁護することは「防止協会」ではなかなか困難であり、「ユダヤ教徒」の「ドイツ国民」を完全に擁護するためには、「ユダヤ教徒」であることをも防衛活動の対象にするなにか他の組織を必要とするという問題性を「防止協会」、ひいてはドイツ自由主義者は、有していたと言えよう。

註(1) Monika Richarz (Hg.), *Jüdisches Leben in Deutschland. Selbstzeugnisse zur Sozialgeschichte im Kaiserreich*, Stuttgart 1979, S.16. 拙稿「ドイツ第二帝制期の反セム主義に対するユダヤ人の対応」五八一—五九頁。

(2) IDR, 1908, S.400, 1909, S.140—141, 209. 拙稿「五九頁」。

(3) Eugen Fuchs, *Um Deutschland und Judentum. Gesammel-*

- te Reden und Aufsätze (1894-1919), Frankfurt/M 1919, S.252-253. IDR, 1913, S.220. 拙稿、六〇頁。
- (4) 次頁論文を参照。Marjorie Lamberti, "From Coexistence to Conflict: Zionism and the Jewish Community in Germany, 1897-1914", in: Year Book(Leo Baeck Institute) 27(1982).
- (5) IDR, 1903, S.44-45, 1910, S.497,1913, S.219-220,224. 拙稿、六一-六二頁。
- (6) MVA, 1911, S.164.
- (7) MVA, 1904, S.121.
- (8) Rugins, a.a.O., S.65. Paucker, a.a.O., S.486. また、ドイツにおいてシオニスト組織をつくったM・ホーデンハイマーやF・シャッハは、最初は「防止協会」のケルン支部内で活動していた。Suchy, a.a.O.(I), S.213-214.
- (広島大学大学院文学研究科)

# **Die Abwehr gegen den Antisemitismus im Wilhelminischen Deutschland**

## **—Die Bedeutung des Vereins zur Abwehr des Antisemitismus (AV)—**

**von Hiroaki Nagata**

Wenn man über die Abwehr gegen den Antisemitismus im Wilhelminischen Deutschland denkt, ist der Centralverein deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens (CV) hauptsächlich als Forschungsgegenstand behandelt worden, der 1893 von deutschen Juden gegründet wurde. Er bezeichnete deutsche Juden als „deutsche Staatsbürger Jüdischen Glaubens“ und bekämpfte den Antisemitismus um die Selbstverteidigung ihrer Rechte und Pflichten, die von der Reichsverfassung anerkannt worden waren.

Der in dieser Abhandlung behandelte Verein zur Abwehr des Antisemitismus (AV) ist der erste Abwehrorganisation, die am Ende 1890 von deutschen Liberalisten mit den Juden zusammen gegründet wurde. Wie der CV, bezeichnete der AV auch deutsche Juden als deutsche Mitbürger jüdischen Glaubens und machte die Aufklärungsarbeit hauptsächlich durch Zeitungen, Büchern, Broschüren und Flugschriften. Aber diese beide Organisationen hatten bis um 1911 nicht so fest mitgearbeitet. Im AV gab es Antipathie bzw. Zweifel dagegen, daß die deutschen Juden nicht lieber als Deutschen, sondern als Juden zusammenstehen. Das bedeutet seine Stellung;

- 1) gegen den Zionismus,
- 2) gegen die in jüdischer Religion und den Gewohnheiten noch stehenden Eigentümlichkeiten.

Und im AV war eine Gleichgültigkeit gegen die Zunahme der sog., „getauften Juden“ auffallend. Im CV dagegen wurde diese Tendenz stark bekämpft.

Daraus wird in dieser Abhandlung die Folgerung gezogen, daß es für AV wichtig war, die deutschen Juden seien nur Deutschen, während es für ihn gleichgültig war, sie seien die Gläubigen der jüdischen Religion. Hier kann man auch den Gedanke der Emanzipationsverteidiger des 19. Jahrhunderts sehen, daß die Juden als Ersatz für die Emanzipation ihre „Sonderbarkeiten“ aufgeben sollen. Deshalb war der AV nicht genug, um die Stellung, „deutsche Staatsbürger jüdischen Glaubens“ völlig zu verteidigen.